ポートアイランド地区テレビ加入契約約款

株式会社ジェイコムウエスト

第1章　総則

第1条（約款の運用）

株式会社ジェイコムウエスト（以下「当社」という）は、ポートアイランド地区内で当社が運営する一般放送事業のうち、地上デジタル放送およびBSデジタル放送の再放送（以下「CATV」という。）のサービスを受ける者（以下「加入者」という。）との間に、つぎの契約（以下「加入契約」という）を締結します。

2. 多チャンネルケーブルテレビサービスについては、別に定める「J:COM TV サービス加入契約約款」によるものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、総務大臣に届出た上で、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（サービス業務の内容）

当社は、CATV のサービスを提供できる区域（以下「業務区域」という。）において、放送法に基づき、別表に掲げるテレビジョン放送及び FM 放送を受信し、有線により、そのすべての放送番組に変更を加えないで、同時に再放送する業務を行います。

第4条（業務区域）

本約款が定める CATV の業務区域については、ポートアイランド地区とします。

第2章

第5条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第6条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

（1）当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

（2）加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

（3）加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備(書面等での名義、捺印、識別のた

めの番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。)がある場合

(4)加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合

(5)加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

(6)料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

(7)加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合

(8)その他、当社の業務に著しい支障がある場合

(9)この約款および別に定める規定等に特段の定めがある場合

3. 当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第7条(加入申込みの撤回等)

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3. 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った工事費および新規加入手数料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4. 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には申込者はその工事および手続きに要した全ての費用を負担するものとします。

5. 第1項の規定にかかわらず加入契約の申込み後、引込工事、宅内工事等が未着工または未完了の状態であるときは、申込者は申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。この場合は、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。

第8条(解約)

加入者は解約の場合、第11条(料金の適用)の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

2. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

3. 加入者は本条に定める解約、および第9条(停止および解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

第9条(停止および解除)

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。

なお、解除の場合は第8条の規定に準じて取り扱います。

2. 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3. 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

4. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第3章　サービス

第10条（当社が提供する放送サービス）

当社は加入者に対しそのサービス区域内で、次の放送サービスの提供を行います。

（1）地上デジタル再送信コース

別表の「地上デジタル再送信コース」に掲げる地上デジタル放送およびFM放送。

（2）地上デジタル＋BS デジタルコース（ポートアイランド特別設定コース）

別表の「地上デジタル＋BS　デジタルコース（ポートアイランド特別設定コース）」に掲げる地上デジタル放送、FM 放送および BS デジタル放送。

第4章　料金等

第11条（料金の適用）

当社が提供するサービスの料金は、利用料、付帯サービスに関する料金、工事費等とし、下記の料金表に定めるところによります。

料金表

1．利用料（税込）		
（1）地上デジタル再送信コース		
区分	支払コース	金額
神戸市営住宅	年払い	3,453 円
	半年払い	1,727 円
	毎月払い	288 円
上記以外の住宅	年払い	8,077 円
	半年払い	4,038 円
	毎月払い	673 円
（2）地上デジタル＋BS デジタルコース（ポートアイランド特別設定コース）	毎月払い	142 円
2台目以降の機器利用料	毎月払い	142 円

2. 工事費(税込)	
引込・宅内工事費	
戸建	実費　※注
集合住宅	実費　※注
局内工事費	実費　※注
その他の工事費	実費　※注
故障点検・補修費	実費　※注
設定費	3,150 円
損害金(非課税) ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	19,000 円/STB(追加の STB を含む)1 台毎 3,000 円/STB(追加の STB を含む)専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎
3. 手続きに関する料金(税込)	
B-CAS カード再発行手数料	2,000 円
延滞手数料	630 円
取扱説明書　再送手数料	実費

(注)実費は、使用する機器の代金も含め、当社が別途見積りいたします。

2. 各コースの起算日は、サービスの提供を受け始めた日の翌日となります。
3. 当社が、第10条(当社が提供する放送サービス)に定めるサービスのうち、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して 10 日間以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由による場合および第9条(停止および解除)の規定による場合は、この限りではありません。
4. 日本放送協会(NHK)の定めによるテレビジョン受信料(衛星放送受信料を含みます)は、当社が設定した利用料には含まれておりません。

第12条(料金の支払方法)

加入者は、料金について、支払日の到来する順序に従って支払っていただきます。

2. 加入者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の加入者の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。
3. クレジットカードによる場合、当社が有する加入者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、加入者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
4. 第2項および第3項にかかわらず、当社が特に定める場合には、加入者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
5. 加入者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還いたしません。

6. 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
7. 当社は、毎月１日から末日までを１ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。
8. 当社は、前項の方法で計算した利用料（月額）を、原則、当該月内に請求するものとします。

第13条（利用料の精算）

加入契約が解約になった場合において、解約月の翌月分以降の利用料がすでに支払われているときには、これを返済します。ただし、返済する額は、次に掲げる計算式により算出された額とします。

$$\text{返済額} = \text{既納額} \times \frac{\text{解約日の属する月の翌月から起算した既納の使用料の額に相当する残月数}}{\text{既納の使用料の額に相当する月数}}$$

2. 第11条第3項の規定を適用する場合において、当該使用料がすでに納入されているときは、これを返済します。ただし、返済する額は、次に掲げる計算式により算出された額とします。

$$\text{返済額} = \text{既納額} \times \frac{\text{再送信業務を行うことのできなかった月数}}{\text{既納の使用料の額に相当する月数}}$$

3. 上記計算式により算出された額の円未満は切り捨てます。

第14条（債権譲渡）

加入者は、当社が有する、加入者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第15条（端数処理）

当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2. 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。
3. 実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第16条（延滞処理）

加入者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とをあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

2. 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

3. 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を重複して加算することはありません。

第5章 施設等

第17条（施設の設置および費用の負担等）

当社は、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下「引込工事費」という）を負担するものとします。

2. 加入者は保安器の出力端子からテレビ受信機（当社の機器等を除く）までの施設（以下「加入者施設」という）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとします。
3. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
4. 当社がこの約款に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

第18条（設置場所の変更等）

加入者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。

（1）変更先が同一敷地内の場合

（2）変更先が第4条（業務区域）で定める地区内であり、技術的に可能な場合

2. 加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
3. 加入者は、第17条（施設の設置および費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第19条（施設の設置場所の無償使用等）

加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占用する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。

2. 加入者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、加入者は責任をもって解決するものとします。

第20条（STB の貸与）

当社は、地上デジタル＋BS デジタルコース（ポートアイランド特別設定コース）の加入者にSTBを貸与します。

2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第8条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用

し、それぞれ当社に支払うものとします。

4. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第21条（維持管理責任の範囲）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの、全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。

2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第22条（施設の故障等に伴う費用負担）

当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、加入者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

2. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設（当社機器等を含みます。）に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第6章　損害賠償

第23条（放送内容の変更）

当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第24条（免責事項）

当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

（1）天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合

（2）当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合

（3）当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合

（4）落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された加入者施設およびテレビ受信機等が損傷した場合

2. 当社は、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害、およびサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第7章　IC カード

第25条（B-CAS カードの取扱い）

STB に挿入される B-CAS カードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第8章　雑則

第26条（禁止事項）

加入者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

2. 加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。
3. 前項に違反した場合、加入者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。
4. 当社の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。
5. 加入者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

第27条（加入者の氏名等の変更）

加入者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第27条の2（加入者の地位の承継）

相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

2. 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。
4. 第1項および第2項の届出をし、加入者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第28条(申込時所要事項の変更)

加入者は、申込み時に通知した所要事項について変更がある場合には、当社の指定する方法によって当社に申し出るものとします。

第29条（加入者に係る情報の取扱い）

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報、視聴情報を、当社もしくは特定事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、およびサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。

なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

第30条（一時休止および再開）

当社が本約款で提供するサービスについて、一時休止等はできないものといたします。

第31条（準拠法）

この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第32条（合意管轄）

加入者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（言語）

この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第34条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
2. 契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は、支払います。
3. 契約者は、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡します。
4. 契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てません。

付　則

1．この契約約款は、平成22年4月1日から施行します。

2．一括加入については、別途定めます。

（実施期日）

この契約約款は、平成26年1月23日付で改定します。

別　表

	地上デジタル再送信コース	地上デジタル＋BSデジタルコース （ポートアイランド特別設定コース）
地上デジタル放送	NHK テレビ（神戸）	NHK テレビ（神戸）
	NHK　E テレ	NHK　E テレ
	サンテレビ	サンテレビ
	毎日テレビ	毎日テレビ
	ABC テレビ	ABC テレビ
	テレビ大阪	テレビ大阪
	関西テレビ	関西テレビ
	読売テレビ	読売テレビ
	J:COM チャンネル	J:COM チャンネル
	J:COM テレビ	J:COM テレビ
FM放送	FM　COCOLO	FM　COCOLO
	NHK-FM 神戸	NHK-FM 神戸
	NHK-FM 大阪	NHK-FM 大阪
	FM802	FM802
	KissFM	KissFM
	FM OSAKA	FM OSAKA
BS放送	－	NHK　BS1
	－	NHK　BS プレミアム
	－	BS 日テレ
	－	BS 朝日
	－	BS-TBS
	－	BS ジャパン
	－	BS フジ
	－	BS11